

「都道府県の公共調達改革に関する指針」についての実施状況調査結果(2)
「職員の再就職の取扱いについて」

資料6

都道府県名	状況を把握しているか	情報公開しているか	具体的な人数			備考
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	
A			29	53	整理中	本県では退職前5年間に在職した所属と密接な関係にある企業(指名登録業者)に再就職した課長級(次長級以上は制限)
B			5	6	4	<ul style="list-style-type: none"> 退職の翌年度6月1日現在の状況についてのみ把握している。 平成17年度以降の退職者のうち、公表について同意が得られた者のみ公表 退職の翌年度6月1日現在の状況について記載している。 契約金額を問わず県と受発注関係のある企業(コンサルタントを含む。)へ再就職した者を計上している。
C			2	2	4	
D						
E			3	3	4	<p>下記 については状況を把握。(退職前5年間に在籍した県機関において、在籍時に再就職先企業と土木・建築工事の契約・発注の実績があったか否かについて。)</p> <p>ただし、再就職先については、退職時のみ把握。</p>
F						
G			0	0	0	
H			12	3	6	課所長級以上の再就職制限は、平成18年度退職者から適用
I			8	13	10	<ul style="list-style-type: none"> 退職直後の再就職先は把握している。 退職時に管理職手当を受給していた職員を、「課長級以上」として整理。以下の設問も同様。 公表は平成17年度退職者以降。 については、設問の内容での整理はしていないため、退職時に管理職手当を受給していた者で、土木・建設関係の民間企業へ再就職した者で集計した場合の数値を記載。 18年度退職者については、平成19年6月末に公表予定。
K			0	2	0	
L			4	8	7	
M			-	-	-	平成19年3月19日に要綱を制定したため、平成19年度から把握可能。
N			0	0	0	
O			-	-	整理中	<ul style="list-style-type: none"> 管理職(課長級以上)の職員については、平成18年度末退職者から、退職前5年間に担当した職務と関連した民間企業への再就職を制限するとともに、再就職状況を公表する。 なお、第1回目の公表は9月頃に行う予定。
P			-	-	-	一部のみ把握
Q						平成19年3月末退職者から把握
R						詳細情報までは把握していない
S			-	-	6	<ul style="list-style-type: none"> 退職時の再就職状況については把握している。退職後の再就職については、報告義務を課していないので、調査による把握。 課長級以上の職員で、出資団体・営利企業へ再就職したものについて公表
T			4	3	4	
U						平成18年度末退職者から、退職後1年以内に再就職した者で、退職時の職位が本庁課長級以上の者は全て再就職状況の報告を求めることとした。
	21	21				